【 原発事故により避難されている方における通行止め時の取り扱い 】

（ 出発地が対象ICの場合 ）

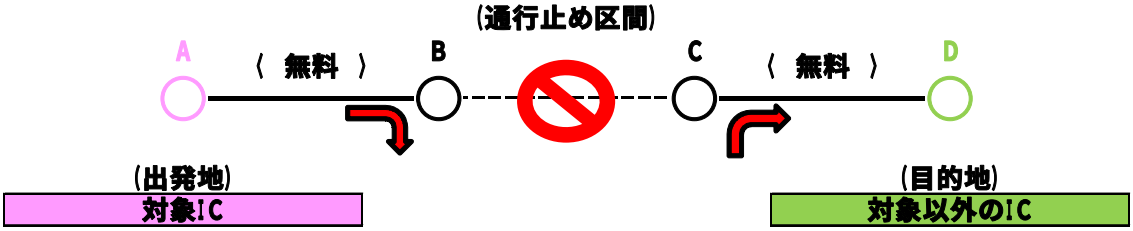

① BのICで、必要な確認書面をご提示いただくとともに、
目的地までの走行が途切れた旨を係員にお申し出ください。

② BのICで、**乗継案内書**を発行します。

③ 最終目的地であるDのICで、**乗継案内書**及び必要な確認書面をご提示ください。

（ 目的地が対象ICの場合 ）

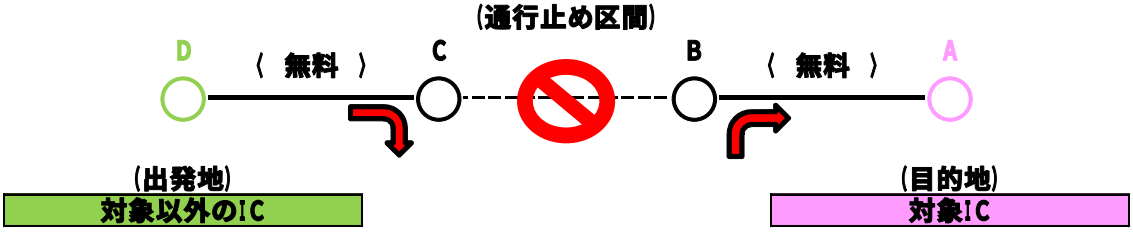

① CのICで、必要な確認書面をご提示いただくとともに、
目的地が対象ICである旨を係員にお申し出ください。

② AのICで、必要な確認書面をご提示ください。

必要な確認書面 ・・・ ① 避難元を確認できる書面 ・・・住民票の写し、運転免許証 等

② 本人確認ができる書面 ・・・運転免許証、パスポート 等

乗継案内書 ・・・ AのIC（対象IC）から流入したことを証する書面

（乗継案内書）